

2022年6月22日 全6頁

「労働力」としての外国人留学生

宿泊業・飲食サービス業における貴重な労働力

経済調査部 研究員 矢澤 朋子

[要約]

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための出入国制限により、日本における外国人留学生（「留学」在留資格保持者。以下、留学生）が減少している。19年末に34.6万人と過去最高を記録した留学生は、21年末には20.8万人まで縮小した。本稿では、留学生の労働力としての側面に注目し、留学生の減少が日本の宿泊業・飲食サービス業に与える影響について分析する。
- 日本に在留する留学生数の減少に伴い、その約8割を留学生が占める「資格外活動」在留資格保持者（以下、「資格外活動」）数も大幅に減少した。「資格外活動」は外国人労働者の19.4%を占め、その約1/3が宿泊業・飲食サービス業に従事している（21年10月）。在留資格の要件や受け入れ人数不足により、他の就業可能な在留資格保持者では同産業の主要業務である接客サービス（単純労働とみなされる）をすることは難しいため、同産業では「資格外活動」は貴重な労働力となっている。
- 国内経済正常化とインバウンド復活への期待により、宿泊業・飲食サービス業における労働需要は高まっている。同産業の有効求人倍率（常用的パート）は、3回目の緊急事態宣言が解除された21年9月以降、上昇傾向にある。また、日銀短観の雇用人員判断DIでも人員不足に転じた。
- 政府は22年3～5月に「留学生円滑入国スキーム」を設け留学生を優先的に入国させたが、留学生数がコロナ禍前の水準に戻るにはまだしばらく時間がかかると考えられる。労働力不足が想定されつつも雇用の回復が鈍い宿泊業・飲食サービス業において、日本人労働者不足を補い、日本語での高いコミュニケーション能力を持つ留学生の不足は痛手となろう。

20年初より始まった新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）感染拡大防止のための出入国制限により、日本における外国人留学生在が減少している。外国人留学生在は「留学」という在留資格を保持する者（以下、留学生）で、教育機関で教育を受ける活動を許可された者であるが、同時に労働力としての側面も持ち合わせている。本稿では、「労働力」としての留学生の位置付けと、留学生の減少が日本の宿泊業・飲食サービス業に与える影響について分析する。

増加傾向にあった留学生数は、出入国制限開始後に減少に転じた

まずは、これまでの留学生数の推移を確認する。「出入国管理統計」（出入国在留管理庁）によると、留学生は毎年4、9月頃に大幅な純流入（出国<入国）、2、12月頃に大幅な純流出（出国>入国）という季節性を持ちつつ、その規模を拡大させてきた。留学生純流入者数は07年の1.8万人から19年は4.6万人と2.6倍になっている。しかし、世界各国で感染が拡大し始めた新型コロナの日本への侵入を防ぐため、日本政府は20年1月から出入国制限を開始した。その結果、20年2月に留学生は純流出に転じ、それ以降、直近の22年3月までの26カ月間のうち18カ月が純流出となった。

「在留外国人統計」（出入国在留管理庁）で日本に在留する留学生数の推移を見ると、13年以降増加傾向が続き、19年末には34.6万人と過去最高を記録した。しかし、20年6月末には28.0万人、直近の21年末には20.8万人まで縮小した（図表1）。

図表1：「留学」在留資格保持者の推移



出所：「在留外国人統計」出入国在留管理庁より大和総研作成

留学生の「労働力」としての位置付け

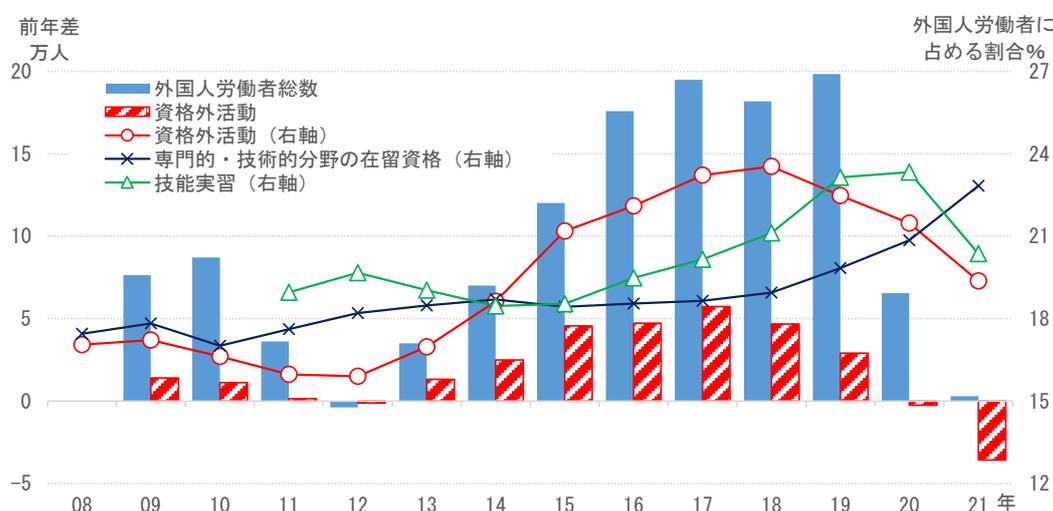
留学生は日本国内の教育機関において教育を受ける活動を許可された外国人であり、就労活動を認められてはいない。しかし、資格外活動許可を取得することで、原則週28時間以内の就労が認められている¹（在留資格「資格外活動」）。

¹ https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00045.html

07年10月に義務化された『外国人雇用状況』の届出状況（厚生労働省）によると、その約8割を留学生が占める「資格外活動」在留資格保持者（以下、「資格外活動」）は09年以降前年比で増加が続いていた（東日本大震災の影響があった12年を除く）。しかし、20、21年は同減少を記録し、特に21年は大幅に落ち込んだ。一方、外国人労働者総数²は、20、21年は前年比での増加幅が大幅に縮小しているが、かろうじて減少は免れている（図表2棒グラフ）。

「資格外活動」が外国人労働者総数に占める割合は19.4%であり（21年）、「専門的・技術的分野」、「技能実習」に次いで3番目となっている（就労に制限のない「身分に基づく在留資格」を除く）。ただし、それらの差は小さく、「資格外活動」は19～20年では「技能実習」に次いで2番目、15～18年においては最多を占めていた。このことから、留学生は労働力としても存在感を示してきたことがわかる（図表2折れ線グラフ）。

図表2：外国人労働者数の推移及び在留資格別構成比



注：毎年10月時点

出所：『外国人雇用状況』の届出状況 厚生労働省より大和総研作成

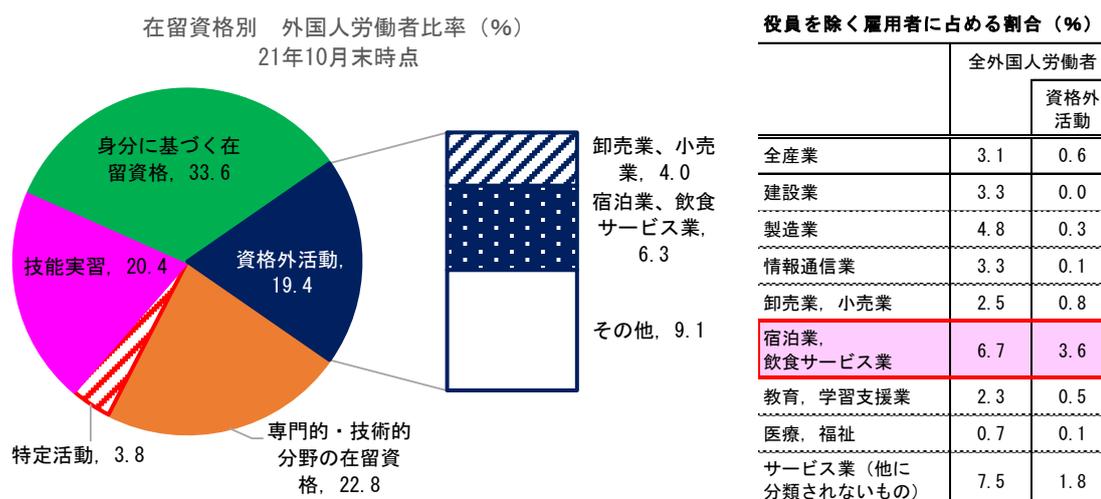
次に「資格外活動」がどの産業に多く従事しているのかを確認する。『外国人雇用状況』の届出状況（厚生労働省）によると、21年10月時点で「資格外活動」は宿泊業・飲食サービス業に最も多く従事しており、その約1/3を占める（外国人労働者に占める割合は6.3%）（図表3左）。また、同産業の役員を除く雇用者に占める割合は3.6%と、その他産業に比べて非常に高い（図表3右）。

宿泊業・飲食サービス業に多くの留学生が従事している要因は、「資格外活動」という在留資格の要件にあり。 「特定技能」を除く「専門的・技術的分野」は、大学等で学んだ専門知識を活用した業務を行うことが要件となっており、たとえ宿泊業・飲食サービス業に就職したとしても、その専門知識を必要としない業務（単純労働とみなされる業務）をすることは不可とされている。よって、宿泊業・飲食サービス業では、「専門的・技術的分野」の在留資格保持者では接客をメインとする業務を担うことは出来ない。「特定技能」では23年度までの受入れ見込み

² 専門的・技術的分野（16種）、特定活動、技能実習、資格外活動、身分に基づく在留資格、等

数（上限）を宿泊分野で2.2万人、外食業分野で5.3万人としている。「特定技能」受入れ開始（19年4月）後しばらくの間技能評価試験のスタートが遅れたことに加え、新型コロナの感染拡大の影響もあって、22年3月末時点の受入人数はそれぞれ上限の0.6%、4.4%と伸び悩んでいる。そして、「技能実習」ではそもそも同産業が受入業種となっていない。以上のことから、宿泊業・飲食サービス業で主に接客を伴う業務を担える外国人は、留学生を含む「資格外活動」、もしくは就労に制限のない「身分に基づく在留資格」がほとんどとなる。

図表3：外国人労働者比率（在留資格別）及び産業別雇用者に占める外国人労働者の割合



注：役員を除く雇用者 2021年データ。

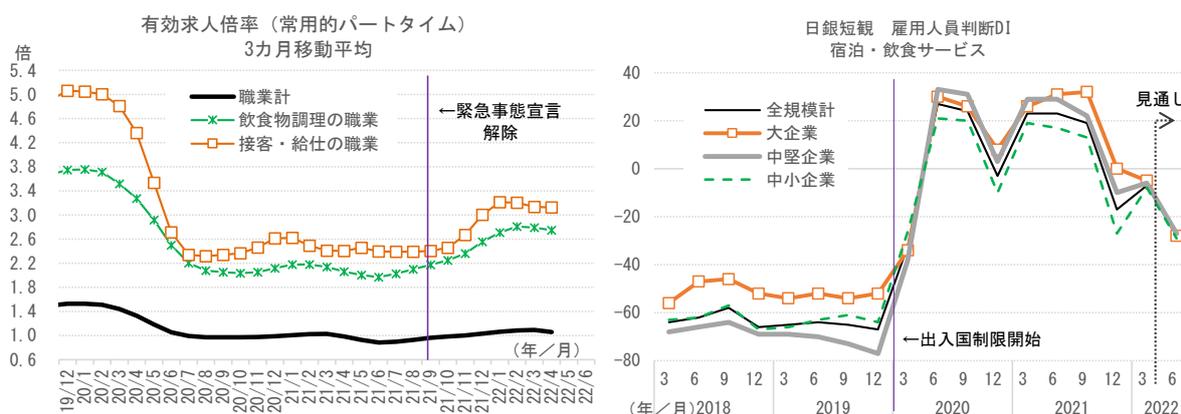
出所：「労働力調査 詳細集計」、「『外国人雇用状況』の届出状況」厚生労働省より大和総研作成

「資格外活動」が多く従事する宿泊業・飲食サービス業における労働需要の高まり

宿泊業・飲食サービス業（接客・給仕の職業、飲食物調理の職業）の有効求人倍率（常用的パートタイム）は、新型コロナ発覚以降低下し、低水準で推移していた。しかし、3回目の緊急事態宣言が解除された21年9月以降、上昇傾向にある（図表4左）。また、日銀短観の雇用人員判断DIの推移を見ると、宿泊・飲食サービスでは20年6月に人員過剰に転じ、その後20年12月を除いて21年9月まで人員過剰が続いた。しかし、21年12月からは再び人材不足に転じている（図表4右）。また、企業規模別では、外国人労働者の多くが就業する中小企業³において、不足感が特に強い。22年6月の見通しでも、人材不足が想定されている。

³ 外国人労働者のうち、事業所労働者数が30人未満の企業で働いている者が35.9%、同30～99人が19.0%、同100～499人が22.7%である（21年10月時点）。なお、日銀短観の大企業・中堅企業、中小企業の定義とは異なる。

図表4：宿泊業・飲食サービス業における有効求人倍率（常用的パート）及び雇用人員判断DI



出所：「一般職業紹介状況」厚生労働省、「全国企業短期経済観測調査（短観）」日本銀行より大和総研作成

このように宿泊業・飲食サービス業において人手不足感が生じてきた要因として考えられるのは、国内経済正常化とインバウンド復活への期待であろう。

国内経済正常化⁴

日本では、21年9月末に3回目の「緊急事態宣言」が終了したあと、22年1～2月にオミクロン株の感染拡大を背景に新規感染者数が過去最高を更新したものの、同年3月には「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」も全面的に解除となった。「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」（観光庁）によると、22年3月の国内旅行の総取扱額は20年以降で初めて19年同月比で増加を記録し、足元で回復の兆しが見えている。国内経済がコロナ禍前に戻りつつあること、さらに過去2年間自粛を続けてきた反動が見込まれることなどから、宿泊業・飲食サービス業における労働需要は一層高まると見込まれる。

インバウンド復活への期待

政府は、22年6月1日より入国者数（日本人を含む）の上限を2万人／日に引き上げ（それ以前は1万人／日）、6月10日からは外国人観光客の受け入れを再開した。宿泊業・飲食サービス業における外国人労働者比率の高さは、コロナ禍前のインバウンドの急拡大によるところもあると考えられ、外国人観光客受け入れ再開は語学に長けた留学生へのニーズが高まる要因となりうるだろう。まずは添乗員付きのパッケージツアーでの観光客のみの受け入れとなっているが、政府は感染状況を見つつ、段階的に制限を緩和していくと見込まれる。19年には年間3,000万人超を記録したインバウンドのポテンシャルは大きいことから、中長期的にも宿泊業・飲食サービス業における労働需要が高まるとみられる。

⁴ 今後の見通しについては、熊谷亮丸他「[第213回日本経済予測](#)」（大和総研レポート、2022年5月24日）参照

おわりに

政府は22年3月1日より観光目的以外の外国人の新規入国を再開した（受入責任者の管理が条件）。その結果、3月の外国人入国者総数は8.2万人（内、新規入国4.8万人）と20年3月以来の水準となり、8カ月ぶりの純流入に転じた。また同時期に「留学生円滑入国スキーム」を設け、留学生を優先的に受け入れた（同年5月末まで）。22年3月の留学生入国者総数は2.0万人（同、1.5万人）となり（22年1月、2月はそれぞれ1,200人程度）、コロナ禍前（19年）の平均である4.3万人／月の約半分に達した。順調に留学生の受け入れが進んでいるとみられるが、22年1～2月時点の入国待ちの留学生は14～15万人と報道されていること、日本人を含む入国者数上限は当面2万人であることを考慮すると、留学生数がコロナ禍前の水準に戻るにはまだしばらく時間がかかると考えられる。

22年1～3月期の宿泊業・飲食サービス業に従事する役員を除く雇用者数（外国人含む）は、コロナ禍前の19年10～12月期の8割程度までしか回復していない。国内経済の正常化やインバウンドの復活などにより労働力不足が想定される同産業において、業務内容に縛りが少なく、日本語でのコミュニケーション能力が高い留学生不足が回復の制約要因の一つとなり得よう。

留学生は、①当面の日本経済正常化に必要な労働力、②将来の高度人材候補、③中長期的に人手不足が懸念される日本の労働力という三つの側面から、ますます重要になると考える。

ここまでの分析は①に着目したものであったが、②と③の視点が重要であることは言うまでもない。政府は高度な知識・技能を持つ外国人材の獲得に力を入れており、日本の教育機関で学んだ留学生が卒業（修了）後も日本で就職しやすくなるよう支援を行っている⁵。日本の教育機関を卒業（修了）した留学生のうち日本国内で就職する者は増加傾向にあり、直近の19年度内の卒業（修了）留学生のうち36.9%は日本国内で就職している（04年度では22.9%）⁶。留学生は「専門的・技術的分野」の在留資格の一つである「技術・人文知識・国際業務」へ変更する者が最も多く、20年では88.5%に上る（留学生から就労可能な在留資格への変更が許可された者に占める割合）⁷。「専門的・技術的分野」は、就労3年目以降政府が求める高度人材である「高度専門職」という在留資格への変更が可能となり（変更には条件あり）、それを取得することでより長期での就労が許可される（在留期間：1号は5年間、2号は無制限）⁸。

短期的な視点での需要拡大への対応に加えて、少子高齢化の進行によって労働力人口が減少する一方の日本においては、中長期的な労働力（特に、高度な知識及び技術を有する人材）の獲得を念頭に置いた留学生の取り込みは重要であろう。

⁵ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/foreign_talent/index.html

⁶ 「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」独立行政法人 日本学生支援機構

⁷ 「留学生の日本企業等への就職状況について」出入国在留管理庁

⁸ 「[高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度](#)」出入国在留管理庁